

岩 手 県 報

第 1 0 3 9 2 号
平 成 1 6 年 9 月 2 1 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

訓 令	頁
○建設委員会規程の一部を改正する訓令… (建設技術振興課)	1
告 示	
○砂利採取業務主任者試験の実施…………… (環境保全課)	1
○収去飼料の検査結果の公表…………… (畜産課)	1
○家畜が患畜となったことを発見したことについて 届出…………… (〃)	4
○保安林予定森林…………… (森林保全課)	4
○自転車歩行者専用道路の指定…………… (道路環境課)	4
特定調達公告	

○随意契約の相手方の決定 …… (産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室)	4
○随意契約の相手方の決定 …… (〃)	5
選挙管理委員会告示	
○平成16年 9 月 2 日現在における岩手県議会議員及び 岩手県知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の 数及び選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数……………	5
○平成16年 9 月 2 日現在の岩手県議会議員の各選挙区 における議員の選挙権を有する者の総数の3分の1 の数……………	5

訓 令

岩手県訓令第29号

知事部局

建設委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

建設委員会規程の一部を改正する訓令

建設委員会規程 (昭和30年岩手県訓令第26号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「県土整備企画室長」を「県土整備部河川港湾担当技監」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年 9月21日から施行する。

告 示

岩手県告示第665号

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定により、平成16年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成16年 9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成16年11月12日(金)10時から正午まで

(2) 場所 盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎 8階講堂B

2 受験手続 受験願書を平成16年10月 8日(金)から同月22日(金)までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課又は最寄りの地方振興局保健福祉環境部に問い合わせること。

岩手県告示第666号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号) 第56条第7項の規定により、平成16年 8月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成16年 9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製造 (輸入) 年月	試 験				結 果				概 要				違反の内容
				粗たん 白質	粗脂肪	カルシ ウム	リン	粗繊維	粗灰分	揮発性 塩素	水溶性 塩素	ペブシ ン消化 率	DCP	TDN	ME Kcal/ kg	
釜石飼料株式会社本社 工場 岩手県釜石市	気仙郡住田町 陸前高田市農業協同 組合飼料中継基地	くみあい配合飼料住田プロ イラー前期M	16.8	20.0	7.6	0.89	0.57	3.1	4.6							
		くみあい配合飼料住田プロ イラー中期M	16.8	18.0	7.7	0.86	0.57	2.8	4.3							
清水港飼料株式会社石 巻工場 宮城県石巻市	紫波郡矢巾町 岩手農蚕株式会社	グローアップファイブ	16.8	14.4	2.8	1.4	0.5	8.6	6.1							
		和牛繁殖用	16.8	15.0	3.0	1.17	0.62	7.4	6.5							
雪印種苗株式会社北上 工場 岩手県北上市	北上市 雪印種苗株式会社北 上工場	雪印配合飼料乳用牛基礎配 合	16.8	11.1	2.6	0.17	0.33	4.6	2.4							
		雪印配合飼料肉用牛肥育用	16.8	11.8	3.3	0.69	0.41	4.0	4.1							
		雪印配合飼料名人	16.8	13.5	3.2	0.37	0.54	5.7	4.7							
		雪印配合飼料玄人	16.8	14.0	2.9	0.32	0.47	5.9	3.5							
		新大畑和牛2号	16.8	15.6	3.2	0.41	0.56	8.2	4.7							

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反有無及び違反の内容
釜石飼料株式会社本社 工場 岩手県釜石市	気仙郡住田町 陸前高田市農業協同 組合飼料中継基地	プロイラー肥育前期用配合 飼料	くみあい配合飼料住田プロイラ ー前期M	16.8	抗生物質－サリノマイシンナト リウム	無
清水港飼料株式会社石 巻工場 宮城県石巻市	紫波郡矢巾町 岩手県農蚕株式会社	若令牛育成用配合飼料 乳用牛飼育用配合飼料	グローアップファイブ	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
		肉用牛肥育用配合飼料	和牛繁殖用	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
雪印種苗株式会社北上 工場 岩手県北上市	北上市 雪印種苗株式会社北 上工場	乳用牛飼育用配合飼料	雪印配合飼料乳用牛基礎配合	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
		肉用牛肥育用配合飼料	雪印配合飼料肉用牛肥育用	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
		肉用牛肥育用配合飼料	雪印配合飼料名人	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
		肉用牛肥育用配合飼料	雪印配合飼料玄人	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無
		肉用牛肥育用配合飼料	新大畑和牛2号	16.8	動物性飼料－肉骨粉	無

岩手県告示第667号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成16年9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	二戸郡一戸町奥中山字西田子491	平成16年9月9日

岩手県告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成16年9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 保安林予定森林の所在場所 岩手郡岩手町大字川口第32地割字機屋2の2、38の1

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 稗貫郡大迫町内川目第27地割89の2（次の図に示す部分に限る。）、89の3

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 東磐井郡川崎村薄衣字恒沢75の1・字大平128の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 東磐井郡大東町摺沢字間明田50の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

平成16年9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 道路の種類 県道

2 路線名 遠野東和自転車道線

3 指定年月日 平成16年9月21日

4 指定する区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
遠野市六日町325番12地先から遠野町第9地割字神明106番8地先まで	m 5.0～5.0	m 937.0

5 指定区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 岩手県県土整備部道路環境課及び遠野地方振興局土木部

(2) 期間 平成16年9月21日から同年10月21日まで

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復に係る廃棄物（L地区汚泥・燃え殻）処分業務委託 約1,645トン

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月6日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号

5 随意契約に係る契約金額 1トン当たり19,950円

6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年9月21日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復に係る廃棄物(I地区汚泥)処分業務委託 約11,300トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 1トン当たり19,950円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

選挙管理委員会告示

岩手県選挙管理委員会告示第91号

平成16年9月2日現在における岩手県議会議員及び岩手県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃の請求及び事務監査の請求に必要な署名数)及び選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数(議会解散の請求並びに知事、副知事、出納長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名数)は、次のとおりである。

平成16年9月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 岩 崎 康 彌

50分の1の数 22,677

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 255,638

岩手県選挙管理委員会告示第92号

平成16年9月2日現在の岩手県議会議員の各選挙区における議員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数(当該選挙区の議員の解職請求に必要な署名数)は、次のとおりである。

平成16年9月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 岩 崎 康 彌

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
盛 岡	74,989
宮 古	14,394
大 船 渡	11,934

水	沢	16,101
花	巻	22,504
北	上	26,760
久	慈	11,230
遠	野	8,997
一	関	23,332
陸 前 高	田	9,109
釜	石	17,173
江	刺	9,240
二 戸 第	一	7,374
岩	手	38,477
紫	波	16,069
稗	貫	6,359
胆	沢	14,690
東 磐	井	16,454
下 閑	伊	14,823
九	戸	11,914
二 戸 第	二	6,026

岩手県報 第10392号
平成16年 9 月21日 印 刷
平成16年 9 月21日 発 行

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1 箇月 3,400円（送料共）

発 行 人 岩 手 県

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社